

岩手県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平	八幡平市田頭第12地割20番地	指定通所介護事業所 なつかしの家	八幡平市田頭第22地割108番地3	平成25年6月13日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平	八幡平市田頭第12地割20番地	指定通所介護事業所 なつかしの家	八幡平市田頭第22地割108番地3	平成25年6月13日